

一般社団法人日本特殊教育学会 利益相反に関する指針

(目的)

1. 本指針は、本学会の活動において利益相反 (Conflict of Interest: COI) 状態の透明性を確保することで研究参加者の人権と安全・安心が損失を防ぎ、公正な研究活動を促進することを目的とする。

(定義)

2. 本指針における利益相反とは、第3条に規定する対象者が営利を目的とする団体等から得る経済的利益と第4条に規定する活動とが相反し、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる事態をいう。

(対象者)

3. 本指針は、以下の者を対象とする。
 - (1) 本学会に所属する全会員
 - (2) 本学会の研究大会および学会誌等で発表・登壇する、本学会会員以外の者
 - (3) その他、本学会の目的を達成するために必要な事業に従事する者

(対象となる活動)

4. 本指針は、以下の活動に対して適用する。
 - (1) 研究大会における研究発表、シンポジウム、講演等の開催
 - (2) 学会誌、研究報告書およびその他の資料の刊行
 - (3) 研究および調査の実施
 - (4) 国内外の学術団体との学術研究協力
 - (5) 研究奨励および研究業績の表彰
 - (6) 研修
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

(会員の責務)

5. 会員は、以下の責務を有する。
 - (1) 会員は、本学会誌「特殊教育学研究」又は「Journal of Special Education Research」への投稿に際し、利益相反に関連する事項（利益相反の有無）を論文上に記載するとともに、その内容を編集委員長に申告する。
 - (2) 会員は研究大会における研究発表、シンポジウム、講演等を行う場合、利益相反の有無について発表論文集原稿に明記する。

(理事等の責務)

6. 本学会の理事、常任編集委員会、研究大会委員長は、役割に応じて以下の責務を有する。
 - (1) 理事長は、本学会における利益相反に関する事項を総括し、理事会の議を経て適切な措置を講じなければならない。
 - (2) 本学会の和文・英文の編集委員長は、学会誌に投稿された論文において本指針に反する疑いが生じた場合には、常任編集委員会に報告する。
 - (3) 研究大会における発表論文集原稿の倫理審査を担当する者（理事、代議員等）は、本指針に反する疑いが生じた場合、総務担当理事に報告する。
 - (4) 本学会の研究大会委員長又は担当責任者は、研究大会における研究発表等において本指針に反する疑いが生じた場合には、大会支援担当理事に報告する。

(利益相反に関する対応)

7. 学会活動において本指針に反する疑いが生じた場合、以下の対応を行う。
 - (1) 常任編集委員会は、本指針に反する疑いが生じた論文について、その内容を検証し、書き換えの指示などの措置を講じるとともに、「一般社団法人日本特殊教育学会倫理規定第4章4-2」に従い論文受理の可否について決定する。
 - (2) 理事長及び総務担当理事は、研究大会における発表論文集原稿において本指針に反する疑いが生じた場合、その内容を検証し、書き換えの指示、掲載の差し止めなどの措置を講じる。
 - (3) 理事長及び大会支援担当理事は、研究大会における研究発表等において本指針に反する疑いが生じた場合、その内容を検証し、発表内容の修正、発表等の差し止めなどの措置を講じる。
 - (4) (1)～(3)の対応によって、本指針に反する疑い等の事態が解消しない場合は、「一般社団法人日本特殊教育学会倫理問題等対応委員会規程」に従って対応を行うものとする。
8. 本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。
9. 本指針及び細則の改訂は、理事会での承認を得るものとする。

付則

1. 本指針は令和7年6月21日より施行する。